日本ニッケルハルパ協会会則

第１条　名称

本協会は日本ニッケルハルパ協会と称する。以下「本協会」と略す。

第２条　目的

本協会は、スウェーデンの民俗楽器ニッケルハルパおよびスウェーデンの伝統に根ざした音楽の紹介・普及を図ると共に、日本とスウェーデンとの文化交流に資することを目的とする。

本協会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1　ニッケルハルパとその音楽の紹介と普及
2　スペルマンステンマ、トレフ、コンサート、研修会等各種行事の開催および会員の交流
3　ニッケルハルパの演奏家/製作者等の育成・支援
4　関係諸機関との連携
5　その他、目的にかなう各種活動

第３条　組織

本協会は、本協会の趣旨に賛同する個人、団体をもって組織し、必要に応じ関連団体に加盟する。

２項　本協会の運営のために以下のコミッティー（運営役員）を置く。

会長１名
副会長１名
会計１名
広報１名
書記１名
練習会（スペルトレフ）担当１名
監査１名

コミッティーは無報酬で任期は１年とし、自薦・他薦により選出し総会において任命する。兼務・再任は妨げない。

コミッティーは必要に応じて特定業務をサポートするスタッフを会員に委任することができる。また、会員内のボランティアでは処理できない業務について有償で依頼することができる。

コミッティーの議事は出席役員の過半数で決する。可否同数の場合は会長の決するところによる。

第４条　会議

年一回概ね 10 月に総会を行う。総会の形式は集会またはオンライン及び事前に提出された書面・電子メール等による。重要事項を決定するために総会を開催する必要がある場合は随時臨時総会を開催する。

会計報告および本規約の変更、コミッティーメンバーの承認は総会の議決を要する。

総会の議事は出席者（オンライン参加、委任状を含む）の過半数で決する。

２項　総会の議事については書記が議事録を作成する。

第５条　会計

本協会の資産は、会費、事業収入、寄付金等をもって構成する。

会計帳簿は会計担当者が記帳し、年度ごとに決算を行う。会計監査は監査役が行う。

本協会の会計年度は、毎年９月１日～翌年８月 31 日とする。

第６条　会費

本協会の会費は、年額設定は行わず、行事開催時に参加会費として徴収する。金額は行事開催時に行事の開催に加え本協会の運営に必要かつ妥当と思われる額を設定する。

２項　参加費は当該行事の運営費に充て、残額が生じた場合は協会運営事業に使用するものとする。

第７条　入会および退会、会員の権利

本協会に入会を希望する場合は、所定の申込用紙またはオンライン上のフォームに所要事項を記載して入会手続きをする。本協会は必要に応じて会員の地位継続の意思確認する場合がある。

２項　会員は総会において議決する権利および本協会のコミッティーを選出し、また役員に選出される権利を有する。

３項　本協会の退会を希望する場合は、所定の申込用紙またはオンライン上のフォームに所要事項を記載して退会手続きを行う。本協会が会員の地位継続の意思確認を行った際に明確な継続希望の意思表示が確認できない場合、および会員が死去した場合は会員本人による手続きがなされなくても退会したものと見なす。

４項　会員が次の各号のいずれかに該当する場合、協会はコミッティーの決定により会員の退会を促し、自主的な退会がなされない場合には除名できる。

1　本協会の名誉又は信用、品位が傷つけられたとき
2　会費その他の諸支払いを滞納し、支払いの督促に応じないとき
3　会員同士および第三者への誹謗中傷、ハラスメント行為、法令に反する行為等があったとき
4　本協会を自己の利益追求または特定の宗教活動・政治活動のために利用する行為があったとき

第８条　個人情報の取り扱い

入会に伴い提供される会員の個人情報は協会コミッティーにて厳格に管理し、本協会の活動の目的においてのみ利用し、本人の同意なしに情報を第三者に開示しない。

２項　本協会では個人情報を次の目的のために利用する。

利用目的

1. 協会運営事業に関する連絡
2. 行事等のお知らせ
3. 参加費等の徴収事務、管理事務
4. 問い合せまたは依頼等への対応
5. イベントの名簿等の作成
6. その他、事前にお知らせし同意を頂いた目的の場合

３項　本協会における個人情報保護管理者は、書記とする。

個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する。

第９条　解散

本協会はその目的を遂行できず団体として存続が困難と思われる際には、総会における決議により解散する。
事情により会長を選出できない事態が６ヶ月以上継続する場合は総会を経て本協会を解散する。
解散時に残存資産がある場合は解散に必要な経費を差し引いた全額を適当なスウェーデン関連団体に寄贈する。

第１０条　会則の変更、追加または削除

本会則に変更の必要が生じた場合には、総会の決議を経て行う。

第１１条　附則

本会則は、2007 年 10 月 1 日より施行する。

2024 年 7 月 27 日　全部改正